

○湖南省議会政務活動費交付規程

平成28年3月4日

議会訓令第1号

改正 平成29年3月1日議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、湖南省議会政務活動費の交付に関する条例（平成16年湖南省条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(収支報告書)

第2条 条例第7条第1項に規定する政務活動費に係る収入及び支出の報告書は、政務活動費収支報告書（様式第1号。以下「収支報告書」という。）とする。

(収支報告書等の中間調査)

第3条 政務活動費の適正な執行に資するため、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、4月1日から12月末日までの執行状況を、収支報告書に領収書、その他政務活動費の支出に係る証拠書類を添えて議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項に規定する書類を調査し、必要な指導を行うものとする。

(収支報告書等の公開等)

第4条 条例第9条第2項に規定する収支報告書等（収支報告書、領収書その他政務活動費の支出に係る証拠書類をいう。）の公開は、議長が指定する場所及び時間において閲覧に供するとともに、収支報告書は湖南省議会ホームページに掲載を行う。この場合において、収支報告書等に湖南省情報公開条例（平成16年湖南省条例第10号）第8条に規定する非公開情報が記録されているときは、当該部分は除くものとする。

2 前項の規定による閲覧は、収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌々月の初日にあたる6月1日から請求することができる。

3 第1項に規定する収支報告書等の閲覧を希望する者は、政務活動費収支報告書等閲覧請求書（様式第2号）に必要事項を記入し、議長へ請求するものとする。

4 議長は、第1項の規定による閲覧をしている者又は閲覧をしようとする者が、収支報告書等を毀損し、若しくは汚損し、若しくは同項の場所から持ち出したとき、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

5 閲覧情報の写しの交付を行う場合は、湖南省情報公開条例（平成16年湖南省条例第10号）第15条に規定する費用負担の例によるものとする。

- 6 閲覧対象の収支報告書等は写しとし、議会図書室に備え付けるものとする。
- 7 閲覧の場所は議会図書室等とし、閲覧の時間は執務時間内で議長が指定した時間とする。

(委任)

第5条 この訓令に定めるもののほか、政務活動費の使用に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

付 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行し、この訓令の施行の日以後に交付される政務活動費から適用する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年度政務活動費収支報告書

1 会派の名称（議員の氏名）

2 収入

年度政務活動費	収入年月日	収入金額(円)	備考
合計			

3 支出

項目	支出年月日	支出金額（円）	支出の目的	支出を受けた者		備考
				住所又は所在地	氏名又は名称	
合計						

4 残余 円

この報告書は、湖南省議会政務活動費の交付に関する条例に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

年 月 日

会派代表者
(湖南省議会議員)

印
印)

- 備考1 「科目」の欄には、湖南省議会政務活動費の交付に関する条例第5条別表項目の欄に定める項目を設けて、項目ごとに記載すること。
 2 「支出の目的」の欄には、支出の内容、員数等を記載すること。
 3 この報告書の提出の際には、支出に係る領収書等を添付すること。

様式第2号(第3条関係)

政務活動費収支報告書等閲覧請求書

年 月 日

湖南省議会議長

宛

申請者 住所

氏名

電話番号

下記の政務活動費収支報告書等の閲覧を請求します。

記

1. 対象年度

2. 対象会派または対象議員

3. 閲覧希望日時